

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の金額並びに専任の主任技術者・監理技術者の配置が必要な建設工事の請負代金額
規制の区分	規制緩和
担当部局	国土交通省不動産・建設経済局建設業課
評価実施時期	令和4年10月7日
規制の目的、内容及び必要性等	建設業法施行令において、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の金額並びに専任の主任技術者・監理技術者の配置が必要な建設工事の請負代金額を規定しており、これらの金額は工事費の上昇等を反映するため、数次に渡り改正されてきたところである。前回改正時(平成28年度)以降、工事費の上昇が発生しているところ、金額の見直しが行われていないことにより、これらの規定は実質的に規制強化となっているところであること、また、監理技術者又は主任技術者の資格を有する者は減少傾向にあることから、金額要件に工事費の上昇を反映しない場合には、技術者不足に拍車がかかり、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じるおそれがある。 以上のことから、今般、当該金額の見直しを行うこととした。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	本規制緩和による遵守費用は発生しない。
(行政費用)	本規制緩和の費用として、建設工事の適正な施工が確保されているかについて、必要に応じて行政庁が立入検査等を行い把握する必要があるが、現状においても、建設業法の遵守状況等について、各行政庁が立入検査等によるモニタリングを実施していることから、本規制緩和により発生する費用については、軽微であると想定される。
直接的な効果(便益)の把握	前回改正時(平成28年度)に参照した平成26年度の建設工事費と比較して、令和3年度の建設工事費は約13%上昇しており、実質的に規制強化となっているところ、本規制緩和は、当該規制強化を是正するという効果がある。 (参考)建設工事費デフレーター(建設総合) 99.8%(H26)→113.2%(R3)⇒+13.4% ※平成27年度を100とした場合
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制緩和は、工事費の上昇を踏まえて金額の見直しを行うものであることから、本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	本規制緩和には、建設工事の適正な施工が確保されているかについて、必要に応じて行政庁が立入検査等を行う等の軽微な行政費用が発生する。一方で、本規制緩和には、工事費の上昇による実質的な規制強化について、是正が図られるという効果がある。 以上のことから、効果が費用を上回ると考えられ、本規制緩和は妥当である。
代替案との比較	本規制緩和については、金額要件に近年の工事費の上昇を反映するものであることから、代替案を設定することは困難である。
その他関連事項	有識者からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会」において、本規制緩和の内容についての議論が行われた。
事後評価の実施時期等	本規制緩和については、施行から5年後(令和10年)に事後評価を実施する。
備考	